

茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

新								旧																																																																																																													
<p><u>（料金）</u></p> <p>第23条 料金は、一月につき次の表に定めるところにより、メーターの口径又は用途に応じた基本料金及び従量料金をもって算定した合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</p>								<p><u>（料金）</u></p> <p>第23条 料金は次表に掲げる基本料金及び超過料金の合計額に、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税率及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率10%を乗じて得た消費税額及び地方消費税額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</p>																																																																																																													
<p>料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口径 (ミリメートル)</th> <th rowspan="2">基本料金</th> <th colspan="6">従量料金（使用水量1立方メートルにつき）</th> </tr> <tr> <th>10立方メートルまで</th> <th>10立方メートルを超え20立方メートルまでの分</th> <th>20立方メートルを超え40立方メートルまでの分</th> <th>40立方メートルを超え60立方メートルまでの分</th> <th>60立方メートルを超え100立方メートルまでの分</th> <th>100立方メートルを超える分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>1,560円</td> <td rowspan="8">25円</td> <td rowspan="8">220円</td> <td rowspan="8">280円</td> <td rowspan="8">330円</td> <td rowspan="8">370円</td> <td rowspan="8">380円</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>1,710円</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>2,750円</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>4,080円</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>7,350円</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>11,670円</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>27,850円</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>50,400円</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>120,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								口径 (ミリメートル)	基本料金	従量料金（使用水量1立方メートルにつき）						10立方メートルまで	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超える分	13	1,560円	25円	220円	280円	330円	370円	380円	20	1,710円	25	2,750円	30	4,080円	40	7,350円	50	11,670円	75	27,850円	100	50,400円	150	120,000円							<p>水道料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種別</th> <th rowspan="3">用途</th> <th colspan="4">料率</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="4">水道料金（1ヶ月につき）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>水量</th> <th>料金</th> <th>水量</th> <th>料金</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">専用</td> <td>家事用</td> <td>10立方メートル</td> <td>1,400円</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td>210円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>20立方メートル</td> <td>4,700円</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td>360円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>団体用</td> <td>20立方メートル</td> <td>4,700円</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td>360円</td> <td>官公署用</td> </tr> <tr> <td>浴場営業用</td> <td>50立方メートル</td> <td>7,000円</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td>210円</td> <td>公衆浴場</td> </tr> <tr> <td>娯楽用</td> <td>10立方メートル</td> <td>2,350円</td> <td>1立方メートル</td> <td>360円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						種別	用途	料率				備考	水道料金（1ヶ月につき）				基本料金		超過料金				水量	料金	水量	料金		専用	家事用	10立方メートル	1,400円	1立方メートルにつき	210円		営業用	20立方メートル	4,700円	1立方メートルにつき	360円		団体用	20立方メートル	4,700円	1立方メートルにつき	360円	官公署用	浴場営業用	50立方メートル	7,000円	1立方メートルにつき	210円	公衆浴場	娯楽用	10立方メートル	2,350円	1立方メートル	360円								
口径 (ミリメートル)	基本料金	従量料金（使用水量1立方メートルにつき）																																																																																																																			
		10立方メートルまで	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超える分																																																																																																														
13	1,560円	25円	220円	280円	330円	370円	380円																																																																																																														
20	1,710円																																																																																																																				
25	2,750円																																																																																																																				
30	4,080円																																																																																																																				
40	7,350円																																																																																																																				
50	11,670円																																																																																																																				
75	27,850円																																																																																																																				
100	50,400円																																																																																																																				
150	120,000円																																																																																																																				
種別	用途	料率				備考																																																																																																															
		水道料金（1ヶ月につき）																																																																																																																			
		基本料金		超過料金																																																																																																																	
		水量	料金	水量	料金																																																																																																																
専用	家事用	10立方メートル	1,400円	1立方メートルにつき	210円																																																																																																																
	営業用	20立方メートル	4,700円	1立方メートルにつき	360円																																																																																																																
	団体用	20立方メートル	4,700円	1立方メートルにつき	360円	官公署用																																																																																																															
	浴場営業用	50立方メートル	7,000円	1立方メートルにつき	210円	公衆浴場																																																																																																															
	娯楽用	10立方メートル	2,350円	1立方メートル	360円																																																																																																																

新			旧			
臨時用	使用水量 1 立方メートルまで 700円	超過料金（使用水量 1 立方メートルにつき）700円				
				につき		
			臨時用	1 立方メートルにつき	700円	仮設用も含む
			共用用	10立方メートルにつき	1,400円	2 世帯又は 2 箇所
			共用	公共用施設消火栓 私設消火栓	1 立方メートルにつき	360円